

体育系団体

行動指針	行動指針レベル2	行動指針レベル1.5		行動指針レベル1
緊急事態宣言等	—	広島県が緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置	無	—
共通事項	活動の申請書は具体的な活動内容（出場参加者を含む）を記載し、緊急連絡網を提出			
1.県外での試合	<p>原則禁止</p> <p>インカレ・日本選手権等の全国レベルの大会については個別に審査する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催者の感染防止ガイドラインの提出 ・試合参加団体が適切な感染防止対策の実施 ・宿泊を伴う場合、顧問・指導者等の同行 <p>・宿泊を伴わない場合、顧問・指導者等の同行又は参加者に直接連絡が取れる緊急連絡網の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大会中の行動記録・健康観察の実施 	<p>下記を条件に審査する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催者の感染防止ガイドラインの提出 ・試合参加団体が適切な感染防止対策の実施 ・宿泊を伴う場合、顧問・指導者等の同行 <p>・宿泊を伴わない場合、顧問・指導者等の同行又は参加者に直接連絡が取れる緊急連絡網の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大会中の行動記録・健康観察の実施 <p>全国レベルの大会に加え、団体にとって重要だと思われる大会への参加について個別に審査する</p> <p>試合場所が緊急事態宣言・まん延防止等重点措置地域に指定されている場合は、原則禁止</p>	<p>下記を条件に審査する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催者の感染防止ガイドラインの提出 ・試合参加団体が適切な感染防止対策の実施 ・宿泊を伴う場合、顧問・指導者等の同行又は参加者に直接連絡が取れる緊急連絡網の提出 <p>・大会中の行動記録・健康観察の実施</p> <p>全国レベルの大会に加え、団体にとって重要だと思われる大会への参加について個別に審査する</p> <p>試合場所が緊急事態宣言・まん延防止等重点措置地域に指定されている場合は、全国レベルの大会への参加について個別に審査する</p>	<p>体育会はスポーツセンター、その他は学生生活支援グループへ届け出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催者の感染防止ガイドラインの提出 ・試合参加団体が適切な感染防止対策の実施 ・宿泊を伴う場合、顧問や監督、または指導的立場のものが同行し、緊急時への対応ができるようにすること ・緊急連絡網の提出 <p>・大会中の行動記録・健康観察の実施</p> <p>試合場所が緊急事態宣言・まん延防止等重点措置地域に指定されている場合は、全国レベルの大会への参加について個別に審査する</p>
2.県内での試合	<p>原則禁止</p> <p>インカレ・日本選手権等の全国レベルの大会については個別に審査する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催者の感染防止ガイドラインの提出 ・試合参加団体が適切な感染防止対策の実施 ・宿泊を伴う場合、顧問・指導者等の同行 <p>・宿泊を伴わない場合、顧問・指導者等の同行又は参加者に直接連絡が取れる緊急連絡網の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大会中の行動記録・健康観察の実施 	<p>下記を条件に審査する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催者の感染防止ガイドラインの提出 ・試合参加団体が適切な感染防止対策の実施 ・宿泊を伴う場合、顧問・指導者等の同行 <p>・宿泊を伴わない場合、顧問・指導者等の同行又は参加者に直接連絡が取れる緊急連絡網の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大会中の行動記録・健康観察の実施 <p>全国レベルの大会に加え、団体にとって重要だと思われる大会への参加について個別に審査する</p>	<p>下記を条件に審査する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催者の感染防止ガイドラインの提出 ・試合参加団体が適切な感染防止対策の実施 ・宿泊を伴う場合、顧問・指導者等の同行又は参加者に直接連絡が取れる緊急連絡網の提出 <p>・大会中の行動記録・健康観察の実施</p> <p>全国レベルの大会に加え、団体にとって重要だと思われる大会への参加について個別に審査する</p>	<p>体育会はスポーツセンター、その他は学生生活支援グループへ届け出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催者の感染防止ガイドラインの提出 ・試合参加団体が適切な感染防止対策の実施 ・宿泊を伴う場合、顧問や監督、または指導的立場のものが同行し、緊急時への対応ができるようにすること ・緊急連絡網の提出 <p>・大会中の行動記録・健康観察の実施</p>

3.学内における他 大学との試合	禁止	原則禁止	個別に審査 ・対象大学の感染防止と名簿 の提出 ・顧問・指導者等の同行又は 参加者に直接連絡が取れる緊 急連絡網等の提出	体育会はスポーツセンター、 その他は学生生活支援グルー プへ届け出 ・顧問・指導者等の同行 やむを得ない場合は参加者に 直接連絡が取れる緊急連絡網 等の提出
4.大学生以外との 試合	禁止	原則禁止	個別に審査 ・大会主催者の感染防止ガイ ドラインと対戦相手の名簿の 提出 ・顧問・指導者等の同行又は 参加者に直接連絡が取れる緊 急連絡網等の提出	体育会はスポーツセンター、 その他は学生生活支援グルー プへ届け出 ・大会主催者の感染防止ガイ ドラインの提出 ・顧問・指導者等の同行 やむを得ない場合は参加者に 直接連絡が取れる緊急連絡網 等の提出
5.練習試合	禁止	原則禁止	下記を条件に審査する ・コロナ感染拡大防止の活動 指針の徹底 ・対戦相手の感染防止対策と 名簿の提出 ・顧問・指導者等の同行又は 参加者に直接連絡が取れる緊 急連絡網等の提出	体育会はスポーツセンター、 その他は学生生活支援グルー プへ届け出 ・コロナ感染拡大防止の活動 指針の徹底 ・顧問・指導者等の同行 やむを得ない場合は参加者に 直接連絡が取れる緊急連絡網 等の提出
6.他大学等との合 同活動	禁止	原則禁止	下記を条件に審査する ・対象大学等の感染防止対策 と名簿の提出 ・顧問・指導者等の同行又は 参加者に直接連絡が取れる緊 急連絡網等の提出	体育会はスポーツセンター、 その他は学生生活支援グルー プへ届け出 ・顧問・指導者等の同行 やむを得ない場合は参加者に 直接連絡が取れる緊急連絡網 等の提出
7.合宿	禁止	禁止	禁止	体育会はスポーツセンター、 その他は学生生活支援グルー プへ届け出（※届け出の内容 に問題がある場合、修正を求 めることがあります） ・コロナ感染拡大防止の活動 指針の徹底 ・顧問や監督、または指導的 立場のものが同行し、緊急時 への対応ができるようにする こと
8.課外活動時間	20時までの2時間以内	21時までの3時間以内	21時までの3時間以内	利用する施設の利用時間内に おいて時間制限なし
9.課外活動場所	・原則学内施設 ・県外は原則禁止	・原則学内施設 ・学外施設利用可 利用施設のガイドラインに 則っていること 他団体の利用状況の説明	・原則学内施設 ・学外施設利用可 利用施設のガイドラインに 則っていること 他団体の利用状況の説明	体育会はスポーツセンター、 その他は学生生活支援グルー プへ届け出

	・県内の宿泊を伴う活動は原則不可			
10.東広島と震地区を跨ぐ活動	禁止	許可	許可	許可
11.活動自粛	・団体内で感染者が出た場合は、活動を休止し、その期間は最終の陽性者が確認された翌日から7日間とする ・団体内で感染者や濃厚接触者が出た場合は、団体で作成した連絡網に従って顧問に連絡し、対応を相談する	・団体内で感染者が出た場合は、活動を休止し、その期間は最終の陽性者が確認された翌日から7日間とする ・団体内で感染者や濃厚接触者が出た場合は、団体で作成した連絡網に従って顧問に連絡し、対応を相談する	・団体内で感染者が出た場合は、活動を休止し、その期間は最終の陽性者が確認された翌日から7日間とする ・団体内で感染者や濃厚接触者が出た場合は、団体で作成した連絡網に従って顧問に連絡し、対応を相談する	・団体内で感染者が出た場合は、活動を休止し、その期間は最終の陽性者が確認された翌日から5日間とする ・団体内で感染者や濃厚接触者が出た場合は、団体で作成した連絡網に従って顧問に連絡し、対応を相談する

文化系団体（音楽系を含む）

行動指針	行動指針レベル2	行動指針レベル1.5		行動指針レベル1（新）
緊急事態宣言等	—	広島県が緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置	無	—
共通事項	活動の申請書は具体的な活動内容（出場参加者を含む）を記載し、緊急連絡網を提出			
1.県外での活動	<p>原則禁止</p> <p>全国レベルの大会については個別に審査する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催者の感染防止ガイドラインの提出 ・参加団体が適切な感染防止対策の実施 ・宿泊を伴う場合、顧問・指導者等の同行 <p>・宿泊を伴わない場合、顧問・指導者等の同行又は参加者に直接連絡が取れる緊急連絡網の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大会中の行動記録・健康観察の実施 	<p>下記を条件に審査する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催者の感染防止ガイドラインの提出 ・参加団体が適切な感染防止対策の実施 ・宿泊を伴う場合、顧問・指導者等の同行 <p>・宿泊を伴わない場合、顧問・指導者等の同行又は参加者に直接連絡が取れる緊急連絡網の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大会中の行動記録・健康観察の実施 <p>全国レベルの大会に加え、団体にとって重要だと思われる大会への参加について個別に審査する</p> <p>活動場所が緊急事態宣言・まん延防止等重点措置地域に指定されている場合は、原則禁止</p>	<p>下記を条件に審査する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催者の感染防止ガイドラインの提出 ・参加団体が適切な感染防止対策の実施 ・宿泊を伴う場合、顧問・指導者等の原則同行又は参加者に直接連絡が取れる緊急連絡網の提出 <p>・大会中の行動記録・健康観察の実施</p> <p>全国レベルの大会に加え、団体にとって重要だと思われる大会への参加について個別に審査する</p> <p>活動場所が緊急事態宣言・まん延防止等重点措置地域に指定されている場合は、全国レベルの大会への参加について個別に審査する</p>	<p>学生生活支援グループへ届け出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催者の感染防止ガイドラインの提出 ・参加団体が適切な感染防止対策の実施 ・宿泊を伴う場合、顧問や監督、または指導的立場のものが同行し、緊急時への対応ができるようにすること ・緊急連絡網の提出 <p>・大会中の行動記録・健康観察の実施</p> <p>活動場所が緊急事態宣言・まん延防止等重点措置地域に指定されている場合は、全国レベルの大会への参加について個別に審査する</p>
2.県内での活動	<p>原則禁止</p> <p>全国レベルの大会については個別に審査する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催者の感染防止ガイドラインの提出 ・参加団体が適切な感染防止対策の実施 ・宿泊を伴う場合、顧問・指導者等の同行 	<p>下記を条件に審査する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催者の感染防止ガイドラインの提出 ・参加団体が適切な感染防止対策の実施 ・宿泊を伴う場合、顧問・指導者等の同行 	<p>下記を条件に審査する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催者の感染防止ガイドラインの提出 ・参加団体が適切な感染防止対策の実施 ・宿泊を伴う場合、顧問・指導者等の原則同行又は参加者に直接連絡が取れる緊急連絡網の提出 	<p>学生生活支援グループへ届け出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催者の感染防止ガイドラインの提出 ・参加団体が適切な感染防止対策の実施 ・宿泊を伴う場合、顧問や監督、または指導的立場のものが同行し、緊急時への対応ができるようにすること ・緊急連絡網の提出

	・宿泊を伴わない場合、顧問・指導者等の同行又は参加者に直接連絡が取れる緊急連絡網の提出 ・大会中の行動記録・健康観察の実施	・宿泊を伴わない場合、顧問・指導者等の同行又は参加者に直接連絡が取れる緊急連絡網の提出 ・大会中の行動記録・健康観察の実施 全国レベルの大会に加え、団体にとって重要だと思われる大会への参加について個別に審査する	・大会中の行動記録・健康観察の実施 全国レベルの大会に加え、団体にとって重要だと思われる大会への参加について個別に審査する	・大会中の行動記録・健康観察の実施
3.学内における他大学との合同活動	禁止	原則禁止	個別に審査 ・対象大学等の感染防止対策と名簿の提出 ・顧問・指導者等の同行又は参加者に直接連絡が取れる緊急連絡網等の提出	学生生活支援グループへ届け出 ・顧問・指導者等の同行やむを得ない場合は参加者に直接連絡が取れる緊急連絡網等の提出
4.合宿	禁止	禁止	禁止	学生生活支援グループへ届け出（※届け出の内容に問題がある場合、修正を求めることがあります） ・コロナ感染拡大防止の活動指針の徹底 ・顧問や監督、または指導的立場のものが同行し、緊急時への対応ができるようにすること
5.課外活動時間	20時までの2時間以内	21時までの3時間以内	21時までの3時間以内	利用する施設の利用時間内において時間制限なし
6.使用する部屋の人数制限	練習不可能な場所（打楽器等の障害物や出入口前など）での練習人数を差し引いて得られる収容人数(2m×1m)	練習不可能な場所（打楽器等の障害物や出入口前など）での練習人数を差し引いて得られる収容人数(2m×1m)	練習不可能な場所（打楽器等の障害物や出入口前など）での練習人数を差し引いて得られる収容人数(2m×1m)	収容人数の50%まで
7.東広島と霞地区を跨ぐ活動	禁止	許可	許可	許可
8.観客を入れる演奏会	禁止	学外の場合 ・広島県対処方針に従う ・入場者の記録を取ること 学内の場合 ・広島県対処方針に従う ・学外者は事前報告 ・入場者の記録を取ること	学外の場合 ・広島県対処方針に従う ・入場者の記録を取ること 学内の場合 ・広島県対処方針に従う ・学外者は事前報告 ・入場者の記録を取ること	学外の場合 ・広島県対処方針に従う ・入場者の記録を取ること 学内の場合 ・広島県対処方針に従う ・学外者は事前報告 ・入場者の記録を取ること
9.学外でのボランティア活動	禁止	個別に審査 ・学外機関からの依頼があった場合に、個別に審査	個別に審査 ・学外機関からの依頼があった場合に、個別に審査	学生生活支援グループへ届け出 ・対象団体等の感染防止対策と名簿の提出 ・顧問・指導者等の同行すること。やむを得ない場合は参加者に直接連絡が取れる緊急連絡網等の提出
10.活動自粛	・団体内で感染者が出た場合は、活動を休止し、その期間は最終の陽性者が確認された翌日から7日間とする	・団体内で感染者が出た場合は、活動を休止し、その期間は最終の陽性者が確認された翌日から7日間とする	・団体内で感染者が出た場合は、活動を休止し、その期間は最終の陽性者が確認された翌日から7日間とする	・団体内で感染者が出た場合は、活動を休止し、その期間は最終の陽性者が確認された翌日から5日間とする

・団体内で感染者や濃厚接触者が出た場合は、団体で作成した連絡網に従って顧問に連絡し、対応を相談する	・団体内で感染者や濃厚接触者が出た場合は、団体で作成した連絡網に従って顧問に連絡し、対応を相談する	・団体内で感染者や濃厚接触者が出た場合は、団体で作成した連絡網に従って顧問に連絡し、対応を相談する	・団体内で感染者や濃厚接触者が出た場合は、団体で作成した連絡網に従って顧問に連絡し、対応を相談する
---	---	---	---

その他

行動指針	行動指針レベル2	行動指針レベル1.5		行動指針レベル1(新)
緊急事態宣言等	—	広島県が緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置	無	—
1.学外者への体育館、グラウンド等の貸出	禁止	原則禁止	個別に審査 ・学外者は事前報告 ・使用時の感染対策を義務付ける	学生生活支援グループへ願い出 ・使用時の感染対策を義務付ける ・参加者名簿の提出
2.教職員の体育館、グラウンド等の使用	禁止	許可 ・使用時の感染対策を義務付ける ・参加者名簿の提出	許可 ・使用時の感染対策を義務付ける ・参加者名簿の提出	学生生活支援グループへ願い出 ・使用時の感染対策を義務付ける ・参加者名簿の提出